

二、車掌全部の復社は困難相當數の復社を認む

労資双方各々主張を譲らざりしが、高野、實岡兩代議士の斡旋並に所轄警察署長の警告等に依り七月三十一日調停者等は飯塚警察署横上に參集協議次の解決案を作成して會社側の承認を得たるも、爭議團側に於ては右に對し不賛成を唱ふる者多く爭議繼續を決定し且つ全市の自動車從業員「ゼネスト」を策し他會社よりの共鳴者あり、かくて尙八月一日爭議團員四名は直接行動に出で博多行自動車を停止せしめ爭議參加を強要したので檢束處分に附せらるゝ等一時甚しく惡化せんとしたのであるが、爭議團側に於ても此の上の爭議繼續を不利と覺り遂に一日午後四時右解決案を承認するに至つたのである。

4、解決案

法人協調會福岡出張所

一、誓約書撤回（後日改訂）

二、運轉手十一名即時復社但し會社に於て指名す

三、其他の運轉手は解雇す（十三名）

四、草掌牛數の復社を認め其他は解雇す

五、寧被解雇者に對しては七月分の給料全額を支給す
六、其他爭議費用として金一封（二百圓）を支給す

別

紙

誓 約 書

縣 郡 大字 番地

年 月 日 生

私儀今般御社に運轉手として御採用相成候に付いては左記各條一切を遵奉し決して違背す間敷萬一違背したる時は本人に代り連帶